

# 令和6年度「マーケットインプロダクト創造支援及び販路拡大支援」運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度「マーケットインプロダクト創造支援及び販路拡大支援」運営業務

## 2 目的

### (1) マーケットインプロダクト創造支援

北九州市が実施している、市内中小製造業者が行う新技術・新製品開発への助成において、売上が伸びず販売を中止した事例が生じており、この要因として、プロダクトアウト型の開発と市場ニーズの乖離が想定される。こうした背景を踏まえ、マーケットイン型の製品・サービス開発支援を行うもの。

### (2) 販路拡大支援

市内中小企業へ販路拡大・営業力強化に特化した支援を実施することで、事業拡大や売上増などの成長を促進し、本市経済をリードする企業の育成を図るもの。

## 3 業務内容

### (1) 支援先企業の募集

募集説明会、広報活動（募集ホームページ作成、チラシ配布等）を行い、支援先企業を募集する。

支援先企業は、令和6年度「マーケットインプロダクト創造支援及び販路拡大支援」運営業務受託者（以下、受託者と言う。）の意見を踏まえ、北九州市が選定する。

### (2) 支援内容

支援は、支援先企業への訪問又は、オンラインにて実施する。

#### ① マーケットインプロダクト創造支援

市内中小製造業者に対し、専門家によるマーケットイン型の製品・サービス開発に対する支援を実施する。

- ・支援先企業に対するマーケティング戦略の策定  
※策定後は速やかに北九州市へ提出すること
- ・市場調査及び分析並びに分析に基づくターゲティングや仕様・価格等の設定支援
- ・製品開発計画（進捗管理含む。）の策定に対する支援
- ・必要な応用開発への助言 など
- ・支援企業数 3社
- ・支援回数 1社あたり10回程度

#### ② 販路拡大支援

市内中小企業に対し、販路拡大・営業力強化に特化した支援を実施する。

- ・支援先企業に対する販売戦略の策定  
※策定後は速やかに北九州市へ提出すること
- ・営業計画の策定に対する支援
- ・販路拡大を効果的に推進するためのPRツール作成（プレゼン資料を含む。）、広告宣伝や販売チャンネルに関する改善や商談の進め方の支援
- ・新規取引先（個別の営業先・提携先等）の獲得及び既存取引先に対する売上増加

## 支援

- ・商談成約に向けた同行支援、プロモーション支援 など
- ・支援企業数 3社
- ・支援回数 1社あたり10回程度

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

## 5 事業計画・業務報告等

### (1) 事業計画の提出

契約後速やかに事業計画（実施内容、広報計画、実施体制、全体スケジュール等）を策定し、提出すること。なお、詳細は本市と協議のうえ決定すること。

### (2) 支援計画の提出

支援先企業選定後、1か月以内に各社の支援計画を提出すること。

### (3) 業務報告

毎月10日までに、前月の支援状況や成果目標に対する進捗状況を報告すること。

### (4) 業務完了報告

令和7年3月31日までに事業報告書（成果目標に対する実績報告を含む。）を作成し、提出すること。事業報告書の内容等は事前に本市と協議すること。

## 6 その他留意事項

(1) 当該業務は、契約後速やかに着手し、委託期間終了日までに完了すること。

(2) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について理解のうえ業務に着手し、適正かつ効率的な進行に努めること。

(3) 当該業務の遂行にあたっては、利用者に効果的な支援ができるよう、情報の収集・発信及び連携を図ること。

(4) 当該業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど、万全のセキュリティ対策を講じること。

(5) 当該業務において業務上知り得た情報は、他に漏らさないこと。

(6) 経理関係を含む当該業務の資料は、他の業務と区別して適正に保管を行い、本市からの要請があった場合は速やかに開示又は提出すること。

(7) 当該業務の遂行にあたり、重要な事項を選定する場合や疑義が生じた場合は、予め本市と協議を行い、その指示又は承認を受けること。

(8) 当該業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。

(9) その他、この仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ決定する。